

税務訴訟資料 第272号(順号13777)

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 各所得税更正処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国(札幌南税務署長)

令和4年11月30日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号、令和4年2月14日判決、本資料272号・順号13669)

判 決

控訴人	甲
控訴人	乙
控訴人	C株式会社
同代表者代表取締役	乙
上記3名訴訟代理人弁護士	辻 佳宏
同	石田 千佳
同	中島 玲史
同	林 竜之介
同	三留 拓郎
被控訴人	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	札幌南税務署長 佐々木 盛一
同指定代理人	生貝 由香里 小池 裕行 神山 ひな 山崎 勝 大西 規行 森池 友彦 中 祐規 傳法 章由

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 (1) ア 札幌南税務署長が平成28年12月16日付けで控訴人甲に対してした平成24年分の所得税の更正処分のうち、未公開分株式等課税譲渡所得等の金額0円、上場分株

式等課税譲渡所得等の金額0円、申告納税額212万4800円、納付すべき税額148万7400円をそれぞれ超える部分及び翌年以降に繰り越される上場株式等譲渡損失繰越額369万6662円を超えない部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

イ 札幌南税務署長が平成28年12月16日付けで控訴人甲に対してした平成25年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち、上場分株式等課税譲渡所得等の金額13万7000円、申告納税額163万0300円及び納付すべき税額33万4900円をそれぞれ超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

(2) ア 札幌南税務署長が平成28年12月16日付けで控訴人乙に対してした平成24年分の所得税の更正処分のうち、課税総所得金額1491万1000円、申告納税額53万2100円及び納付すべき税額23万8700円をそれぞれ超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

イ 札幌南税務署長が平成28年12月16日付けで控訴人乙に対してした平成25年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち、課税総所得金額1756万8000円、申告納税額64万1200円及び納付すべき税額27万9200円をそれぞれ超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

(3) ア 札幌南税務署長が平成28年12月16日付けで控訴人C株式会社に対してした平成24年3月分の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分を取り消す。

イ 札幌南税務署長が平成28年12月16日付けで控訴人C株式会社に対してした平成25年2月分の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要（以下、略称は、原判決の例による。）

1 本件は、①控訴人甲（控訴人父）が、平成24年分の所得税の確定申告書及び平成25年分の所得税及び復興特別所得税（所得税等）の確定申告書をそれぞれ提出したところ、札幌南税務署長（本件税務署長）が、控訴人父において控訴人C株式会社（控訴人会社）に対し控訴人会社の株式5000株を譲渡した行為（本件取引1）に関し、本件取引1は所得税法59条1項2号所定の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するなどとして、平成24年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに平成25年分の所得税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたことについて、控訴人父が、本件各更正処分等（控訴人父分）が違法であると主張して、第1の2（1）ア及びイのとおり取消しを求め、②控訴人乙（控訴人長男）が、平成24年分の所得税の確定申告書及び平成25年分の所得税等の確定申告書をそれぞれ提出したところ、本件税務署長が、控訴人会社において、控訴人会社の株式5000株を控訴人長男に譲渡した行為（本件取引2）、及び、控訴人会社の取締役であった丙から、控訴人会社の株式1万1460株を取得した上で、控訴人長男に対し、当該1万1460株を譲渡した行為（本件取引3）に関し、本件取引2及び3は、廉価でされたものであり、当該各取引によって控訴人長男が享受した経済的な利益が所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するとして、平成24年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに平成25年分の所得税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたことについて、控訴人長男が、本件各更正処分

等（控訴人長男分）は違法であると主張して、第1の2（2）ア及びイのとおり取消しを求め、③本件取引2及び3によって控訴人長男が享受した経済的な利益は所得税法28条1項所定の「給与等」に該当するため、控訴人会社は当該「給与等」の支払に係る源泉徴収義務を負うとして、本件税務署長が、平成24年3月分の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分並びに平成25年2月分の源泉徴収に係る所得税等の納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分をしたことについて、控訴人会社が、本件各納税告知処分等（控訴人会社分）は違法であると主張して、第1の2（3）ア及びイのとおり取消しを求める事案である。

2 原審は、本件各更正処分等（控訴人父分）、本件各更正処分等（控訴人長男分）及び本件各納税告知処分等（控訴人会社分）はいずれも適法であるとして、控訴人らの請求をいずれも棄却する旨の判決をしたことから、控訴人らが、これを不服として、本件控訴を提起した。

3 主な関係法令等、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、以下のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1から3までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決11頁15行目の「享受した」を「控訴人長男が享受した」と改める。
- (2) 原判決31頁12行目、32頁24～25行目及び36頁6行目の「本件取引1から3までの時における価額」をいずれも「本件取引1から3までがされた時点における控訴人会社の株式の価額」と改める。
- (3) 原判決31頁21行目、32頁6～7行目、同頁16行目及び33頁22行目の「対価の額」をいずれも「控訴人会社の株式の対価の額」と改める。
- (4) 原判決35頁13～14行目及び37頁14～15行目の「本件取引1から3までに係る合意解約を」をいずれも「本件取引1から3までを合意解約」と改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、以下のとおり補正し、後記2で控訴理由に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」1から5までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決39頁19行目の「それ」を「当該株式」と改める。
- (2) 原判決39頁19～20行目の「原告長男に対して本件取引3をすることとし」を「控訴人長男に対して当該株式を譲渡することとし（本件取引3）」と改める。
- (3) 原判決40頁10行目の「所有者」を「資産の所有者」と改める。
- (4) 原判決41頁1行目の「政令で定める額」を「著しく低い価額の対価として「政令で定める額」と改める。
- (5) 原判決41頁21行目の「その金額」を「当該評価方法によって算定された価額」と改める。
- (6) 原判決59頁16行目の「誤り」の次に「や脅し」を加える。

2 控訴理由に対する判断

(1) 控訴人父は、本件取引1（自己株式の取得）は、所得税法33条1項所定の「資産の譲渡」には当たらないと主張する。

しかし、同項の資産の「譲渡」とは、有償無償を問わず資産を移転する一切の行為をいうものと解すべきであるし、株式会社が自己株式を取得する場合であっても、当該株式を保有

していた者の保有期間中に増加益が発生することがあり得るのであるから、上記「資産」から自己株式を除外すべき理由もないのであって、本件取引1は、同項にいう「資産の譲渡」に当たるといふべきである。この点、控訴人父は、租税特別措置法37条の10第3項第4号の規定は、自己株式の取得が上記「資産の譲渡」には当たらないことを前提とするものであると主張するが、これらの規定は、自己株式の取得が所得税法33条1項の「資産の譲渡」に当たるといふ解釈を排除する趣旨であるとは解されない。

したがって、控訴人父の上記主張は採用することができない。

- (2) 控訴人父は、本件取引1について、所得税法59条1項を適用すると二重課税が生ずると主張する。

しかし、本件取引1について、控訴人父に譲渡所得税を課す要件に欠けるところがないことは前記説示のとおりであるし、原判決を引用して説示したとおり、控訴人父に生じた所得と同一の所得について課税することとはならないといふべきである。

したがって、控訴人父の上記主張は採用することができない。

- (3) 控訴人長男及び控訴人会社は、本件取引2及び3によって控訴人長男に生じた経済的利益は、給与所得の課税要件を充足するものではないと主張する。

そこで検討すると、勤労者や役員がその地位に基づいて使用者から受ける給付は、全て給与所得を構成する収入であると解されるから（最高裁昭和37年8月10日第二小法廷判決・民集16巻8号1749頁参照）、勤労者等が受ける給付がその地位に基づくものである限り、労務や役務に対する対価に当たるといえる。また、所得税法28条1項に定める給与等は、金銭である必要はなく、金銭以外の資産や経済的利益も、それが労務等の対価としての性質を有する限り、広く給与等に含まれると解される（最高裁平成27年10月8日第一小法廷判決・裁判集民事251号1頁参照）。これを本件についてみると、原判決を引用して認定した本件取引2及び3に至る経緯等に照らせば、控訴人会社が控訴人長男に控訴人会社の株式を譲渡したのは、控訴人長男が控訴人会社の取締役の地位にある者として、控訴人会社の営業部門をけん引するなど、その職務を行っていたことによるものであり、控訴人長男の役務に対する対価に当たるものといふべきであるから、本件取引2及び3により発生した控訴人長男の経済的利益は給与所得に当たるものと認めるのが相当である。

したがって、控訴人長男及び控訴人会社の上記主張は採用することができない。

なお、控訴人長男及び控訴人会社は、上記経済的利益に対しては贈与税が課されるべきであると主張するが、上記経済的利益は、控訴人長男の役務に対する対価に当たるとみるべきであるから、同控訴人らの主張は採用することができない。

- (4) 控訴人会社は、本件取引2及び3は、所得税法183条1項の「支払」に該当しないことから、控訴人会社には源泉徴収義務がないと主張する。

しかし、給与等の給付の形式は金銭の支払に限られるものではなく、株式の譲渡であっても、それが労務等の対価としてされたものである以上、給与等の支払に当たるといふべきであるから、上記株式の譲渡は、同項の「支払」に当たると解するのが相当である（なお、控訴人会社は、本件取引2及び3によって、控訴人会社の株式に存する経済的利益を控訴人長男に移転したものとみることができ。）。

したがって、控訴人会社の上記主張は採用することができない。

- (5) その他、控訴人らは、種々主張するが、いずれも前記認定判断を左右するものとはいえない

い。

第4 結語

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 志田原 信三

裁判官 影浦 直人

裁判官 瀬戸 啓子